

八王子みなみ野シティ結びのまち 景観協定運営委員会細則

（目的）

第1条 この細則は八王子みなみ野シティ結びのまち景観協定第36条に基づき、景観協定（以下「協定」という）運営委員会の運営に関して必要な事項を定め、その運営を円滑化することを目的とする。

（運営委員会）

第2条 協定第25条に基づく景観協定運営委員会（以下「委員会」という）の招集は必要に応じ、委員長が行う。委員会の成立は、委員の2分の1以上の出席による。

（委員会の業務）

第3条 委員会は協定に関する次の事項を処理する。

- （1）協定の第28条に関わる事項
- （2）その他協定の運営に関わる事項
 - ①協定運用の公平性・一貫性を保つための協定の判断基準の作成
 - ②基準化できない事案に関する事例集の作成
 - ③他地区の景観協定運営委員会との情報交換、など

（議決）

第4条 委員会の議決は、役員を含む委員の3分の2以上（委任状を含む）が出席した委員会において、出席委員の過半数をもって決する。

2. 議決を要する案件は以下の項目とする。

- （1）景観協定に違反している建築計画に対する処置
- （2）運営細則および判断基準の改定
- （3）運営委員長が必要と認めた事項

（議事録の作成および保管）

第5条 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には議題、議事の経過の要領、およびその結果を記載する。

3. 委員長は議事録を保管し、利害関係人から請求があった時は、これを閲覧させなければならない。

（協定加入者データの作成、保管、更新）

第6条 委員会は協定加入者データをデジタル情報および紙情報の形態で作成し、安全に保管しなければならない。また、その情報の閲覧および使用は限られた関係者に限定し、情報の漏洩を防止する対策を取らねばならない。

2. 地権者およびその土地の権利等に関する記録内容に変更が生じた場合、届出に基づき協定加入者データを更新しなければならない。

(土地の所有者等変更の届出)

第7条 協定第34条2に基づく届出は所定の様式によるものとする。

2. 委員会は前項の届出を受理し、これを記録する。

(建築等計画協議書届出)

第8条 協定第28条に基づく協議書届出は所定の様式により、1部PDFで提出するものとする。

2. 前項の届け出は工事前に行わなければならない。

3. 第1項の届け出を受理した委員会は、協定第7条―第11条の建築物に関する基準、第12条―第18条工作物等に関する基準、第19条―第21条緑化に関する事項、第22条屋外広告物の表示に関する基準、第23条―第24条その他良好な景観の形成に関する事項に照らし内容の確認を行い、14日以内を目処に適否を届出者に通知する。

4. 協議書届出承認書PDFを届出者に返却し、協議書届出承認書1部とPDFデータを委員会が保管する。

5. 会員は、委員会に対する協議書の提出に加え、所定の期限までに、地区計画の定めによる事前届出(八王子市建築指導課)、建築確認が必要な場合は確認の申請(八王子市建築指導課又は指定確認検査機関)をするものとする。

(経費)

第9条 協定第35条に基づき、運営に必要な経費は、会員全員が負担する。

(会員総会)

第10条 会員総会は、会計年度終了後、2か月以内に召集する。このほか、会員の5分の1以上の者の要求又は委員の過半数の要求があるときは、臨時総会を招集する。

2. 会員総会は、会長がこれを召集し、議長を務める。ただし、会長の罷免が会員総会の議題となる場合には、委員の過半数の者の互選又は会員の5分の1以上の者の互選により選出された者が会員総会を招集し、出席会員(委任状を含む。)の過半数をもって議長を選任する。

(総会議決)

第11条 会員総会は、会員の過半数以上の者の出席(委任状を含む。)をもって成立し、議決は、出席会員の過半数をもって行う。

2. 議決は、書面又は代理人によって行うことができる。

3. 総会の議決事項については、議事録を作成し、作成者を除く出席会員1名において、内容を確認し、必要があれば修正又は追記をした上署名し、議長がこれを保管する。

なお、議事録には、特定の個人を識別できる情報であって、会員全体への開示を必要としないもの又はその個人の権利又は利益を害するおそれのあるものは記載しない。

4. 会員は、閲覧の必要がある場合には、委員会に対し、その理由を明らかにした上で、総会の議事録の閲覧を請求することができる。委員会は、閲覧が委員会の業務の遂行を妨げ、会員の共同の利益を害すると認める場合を除き、閲覧請求を拒むことができない。

（総会議決事項）

第12条 次の各号に掲げる事項については、会員総会の議決又は承認によって行う。

- (1) 委員の選任
- (2) 前年度の収支決算及び当年度予算の承認
- (3) 運営委員会細則の変更及び協定の廃止に関する事
- (4) その他委員会において重要と認める事項

（個人情報の管理）

第13条 委員会は、委員会活動によって知り得た個人情報については、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとし、協定の運営以外の目的に使用してはならない。

（会計年度）

第14条 委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（運営委員会が定める事項）

第15条 協定書の中に委員会が定める項目は以下のように定めます。

1. 第11条6アプローチ及び駐車場において、道路境界線から奥行0.6メートル部分を、委員会が定めた自然石仕上げとは、別紙1「ゾーン区分・外構・植栽・外構仕様」に定めたものとする。
2. 第12条(1) 地区外道路（八3・4・8）沿いは、委員会が指定する垣又はさくとは、別紙5「地区外道路沿い垣仕様」に示すような、フェンス、生垣、石列柱、低木及び灌木の構成とする。
3. 第16条3 地区外道路（八3・4・8）沿いに工作物を設ける場合は、委員会が指定する垣又はさくの背後に設けるものとする。委員会が指定する垣又はさくは、別紙5「地区外道路沿い垣・柵図」に示すものとする。
4. 第16条3 宅地39の土留め下の既存の工作物は、別紙6「宅地39ウォール図」に示すものとする。
5. 第17条 宅地の門柱のデザインおよび材料は、委員会の定めるものとしなければならない。委員会の定める門柱とは、別紙2「門柱スタイル図」の門柱Aタイプ、門柱Bタイプ、門柱Cタイプから選択する。
6. 第19条 別紙5「まちなみ樹木図」に示す、まちなみ樹木の委員会が指定した樹種とは、別紙3「まちなみ樹木図」に示す、ゲートツリー（ソヨゴH=5.0）、ランドツリー（リンデンバウムH=5.0）、アイストップツリー、コーナーツリー（常緑ヤマボウシH=3.5）、生垣（キンメツゲ）の樹種とする。シンボルツリーの委員会が指定した樹種とは、別紙1「ゾーン区分・外構・植栽・外構仕様」に示すゾーンの樹種とする。宅地A緑地の植栽は、別紙4「宅地A緑地植栽図」とする。

（建築等計画協議書取扱事項）

第16条 第11条2の委員会が認めたものとは、隣接地に対する影響が少ないと委員会が判断した場合とする。

2. 植栽の定義は、アイストップツリー：常緑高木 H=3.5m以上、コーナーツリー：常緑高木 H=3.5m以上、シンボルツリー：落葉・常緑高木 H=3.5m以上、生垣：H=1.0m～1.5m、3本/m～3.5本/m、低灌木：高さ0.3m～0.6m、低木：高さ0.3m～1.5m、中木：高さ1.5m～2.5mとする。

3. 第13条 隣地境界の垣又はさくは、地盤面の高い方の敷地内に設けなければならない。
敷地の地盤高が隣地と同じ場合は、隣地境界ブロックが設けられている側の敷地（基本的に道路勾配の高い方の敷地）に、境界の垣又はさくを設ける。

1台目駐車場が隣り合う部分、隣地1台目駐車場脇の植栽が設けられている部分は、垣又はさくを設けなくてもよい。

4. 第23条3歩行者専用道路沿いの宅地は、歩行者専用道路沿いにガーデンライト1箇所を設置する。となつている。歩行者専用道路沿いのガーデンライトを、街区道路沿いのガーデンライトと兼ねることができる。

5. 第14条土留めの制限(4) 既存の擁壁の上部に土留めを増積みすることはできない。となつている。擁壁の上にフェンス基礎ブロックを設けてフェンスを設ける場合の基礎ブロックは、地盤高が基礎ブロックの底高より高くなっていないく、ブロックに土圧が発生していない場合は、「土留め」ではなく「基礎ブロック」である。

「土留め」とは、ブロックの底高より地盤高が高く、ブロックに土圧が発生する場合である。

6. ポーチ及びポーチ階段は、第14条(1) 宅地及び宅地Bの街区道路沿いの土留めと同じ扱いとなる。ただし、ポーチ及びポーチ階段の高さが0.4m以下の部分は、この限りではない。

(運営委員会が定める推奨項目)

第17条 より良い街並みを形成するために設けた推奨ルールで、できるだけ守っていただきたいルールです。

1. 建物の屋根形状は、基本的に勾配屋根とするが、一部バルコニーや軒が短いポーチ屋根は除く。エントランス道路側に切妻、下屋などを設け、顔づくりをおこなう。

2. 屋根の色彩は、こげ茶、ブラック系とし、統一感を演出する。

3. 太陽光発電を設ける場合は、屋根材型の太陽光発電とする。

4. 外壁の色彩は、明るいベージュ系、ブラウン系を基本とし、バルコニーや一部妻部分などにブラウン系のアクセント面を設け、表情を持たせた外観とする。

5. テレビはケーブルテレビや光回線等を利用して視聴する。

6. メーター類（ガス、電気）及び屋外設備機器類等（給湯器、エアコン室外機）は、道路側から目立たない位置に設置するようにする。

7. 大型給湯器（エコキュート、大型ガス給湯器など）は、街区道路側に設けないように配慮する。

付 則

(施行期日)

1. この規約は、八王子みなみ野シティ結びのまち景観協定発効日から実施する。

2020年3月13日設定

2020年6月16日改定

2021年2月9日改定

2021年5月30日改定

所有権等の移転等届出書

年 月 日

八王子みなみ野シティ結びのまち景観協定運営委員会 殿

申出者 住 所
(旧所有者等) 氏 名
連絡先電話

㊞

八王子みなみ野シティ結びのまち景観協定区域内の土地所有者等として、当該土地の所有権又は借地権の移転等に伴い、景観協定第34条2に基づき、登記事項証明書写し等を添付して、下記のとおり届出いたします。

なお、新たに土地の所有者等になる者に対して、私から当該景観協定書・運営委員会細則の写しを譲り渡すとともに、その内容について説明いたします。

記

1. 所有権等を移転した土地の所在・地番

八王子市みなみ野五丁目 番 号

2. 新たな土地所有者等の住所・氏名

住 所
氏 名 持分
連絡先

住 所
氏 名 持分

住 所
氏 名 持分

住 所
氏 名 持分

(持分者が4名以上の場合は、適宜用紙を追加願います)

○運営委員会用

受付 No	受付日 受付者	確認者	リスト変更日	確認印

八王子みなみ野シティ結びのまち景観協定

申請日 年 月 日

建築等計画協議書（申請書）

八王子みなみ野シティ結びのまち
景観協定運営委員会 委員長 殿

申請者 _____ 印
住 所 _____
電話番号 _____

八王子みなみ野シティ結びのまち景観協定、規約第28条の規定に定められた委員会の承認を受けるため申請いたします。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

計画概要

※該当する項目に○印をつけてください。

申請内容	新築・増築・改築・外観の変更	
	工作物の新設・変更	
	まちなみ樹木の新設・移植	
	屋外広告物新設・形態意匠の変更	
	照明の新設・形態意匠の変更	
計画場所	八王子市みなみ野5丁目30番 号(宅地番号)	
区 分	宅地・宅地A・宅地B・施設用地A	
施工期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
代理申請者	会 社 名	
	担当部署	
	設計責任者 印	担当者 印
	電話番号	E-mail
添付図面	配置図・各階平面図・立面図・断面図・外構植栽計画図	
	その他資料()	

運営委員会記載

受付NO	受付日	確認者	印	承認日

景観協定 基準適合確認票

条	項	協定項目	記入要領	該当	記入欄	申請者 チェック	責任者 チェック	委員会 確認欄	判 定
第5	1	地区計画の遵守	地区計画届提出済	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
第7	1	宅地の建築物用途制限	建築物の用途を記入	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
	2	兼用住宅の場合	兼用住宅の用途を記入	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
	3	宅地Aの建築物用途制限	建築物の用途を記入	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
	4	宅地Bの建築物用途制限	建築物の用途を記入	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
第8	1	建築物の階数	地上階数を記入	☐	階	☐	☐	☐	適合・不適合
	2	建築物の最高高さ	建築物の最高高さを記入	☐	m	☐	☐	☐	適合・不適合
	3	建築物の屋上	屋上平面図を添付	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
第9	1	北側地区外道路 壁面後退	配置図に壁面後退寸法を記入	☐	m	☐	☐	☐	適合・不適合
	2	宅地B壁面後退	配置図に壁面後退寸法を記入	☐	m	☐	☐	☐	適合・不適合
	3	駐車場・駐輪場柱・屋根 位置	駐車場・駐輪場屋根の後退距離 配置図または外構図に寸法記載	☐	m	☐	☐	☐	適合・不適合
第10	1,2	外観の色彩の調和	屋根のマンセル値を記入 別紙3:色彩基準参照	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
	1,2	外観の色彩の調和	外壁のマンセル値を記入 別紙3:色彩基準参照	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
	3	隣地住戸に配慮の開 口部	平面図に開口部ガラス仕様記入 別紙2:建物制限図参照	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
第11	1	区画の統合	2以下か	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
	2	地盤面変更禁止	地盤高記入 配置図又は外構図に地盤高記載 別紙2:建物制限図参照	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
	3	車の出入位置	配置図に駐車場位置を記載 別紙4:1台目駐車場位置図参照	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
	4	人の出入位置	外構図を添付	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
	5	1台目駐車場位置	配置図に駐車場位置を記載 別紙4:1台目駐車場位置図参照	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
	6	アプローチ・駐車場の奥行0. 6m床仕上	床仕上を記入 運営委員会規約細則を参照	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
第12	(1)	地区外道路(八3・4・8)の 垣・柵	地区外道路垣・柵の仕様外構図に 垣・柵を記載	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
	(2)	宅地の街区道路垣・柵	街区道路沿垣・柵仕様・位置を外構図 に記載	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
	(3)	宅地Aの垣柵	街区道路沿いの垣・柵の仕様位置を 外構図に記載	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
	(4)	宅地Bの垣柵	街区道路沿いの垣・柵の仕様位置を 外構図に記載	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
	(5)	歩行者専用道路の垣・柵	歩行者専用道路の垣・柵の位置 外構図に垣・柵を記載	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
第13	1	隣地境界線に面する垣・ 柵の位置	隣地境界に面する垣・柵の仕様・位置 外構図に垣・柵を記載	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
	2	隣地境界線に面する垣・ 柵の構造	隣地境界に面する垣・柵の仕様・位置 外構図に垣・柵を記載	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
	3	隣地境界フェンスの道路 境界から後退位置	道路境界からの柵の後退距離記入 外構図に柵を記載	☐	m	☐	☐	☐	適合・不適合
第14	(1)	宅地及び宅地Bの 街区道路に面する土留	街区道路に面する土留位置仕様記入 外構図に土留めを記載	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
	(2)	宅地Aの街区道路に面す る土留位置植栽	街区道路沿の土留め位置と植栽記入 外構図に法面と土留めを記載	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
	(3)	隣地境界に面する土留め 位置	外構図に土留めを記載	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
	(4)	既存土留めの増積禁止	外構図に土留めを記載	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
	(5)	地区外道路沿い土留め 位置・仕様	外構図に土留めを記載	☐		☐	☐	☐	適合・不適合

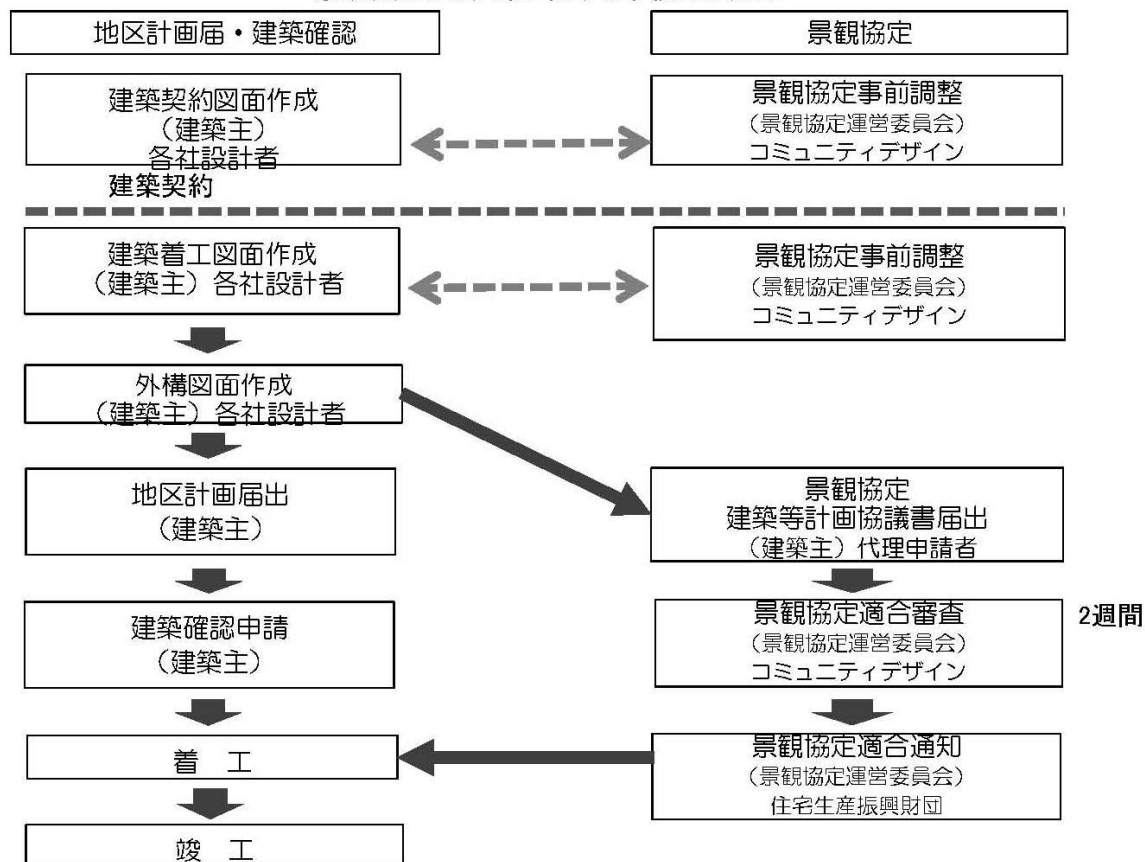
条 項	協定項目	記入要領	該当	記入欄	申請者 チェック	責任者 チェック	委員会 確認欄	判 定
第15	1 門塀・門扉・花台高さ	工作物の高さを記入 配置図又は外構図に工作物を記載	☐	m	☐	☐	☐	適合・不適合
	2 駐車場扉・ゲート高さ	工作物の高さを記入 配置図又は外構図に工作物を記載	☐	m	☐	☐	☐	適合・不適合
第16	1 工作物の位置 街区道路沿い	工作物の道路境界からの距離記入 配置図又は外構図に工作物を記載	☐	m	☐	☐	☐	適合・不適合
	2 工作物の位置 北側地区外道路沿い	工作物の道路境界線からの距離記入 配置図又は外構図に工作物を記載	☐	m	☐	☐	☐	適合・不適合
	3 工作物の位置 地区外道路沿い	工作物の道路境界線からの距離記入 配置図又は外構図に工作物を記載	☐	m	☐	☐	☐	適合・不適合
第17	1 工作物の材料	門柱及び土留めの仕様記入 門柱は委員会規約から選択	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
第18	1,2,3 通信アンテナ設置	アンテナの設置位置を記入 立面図にアンテナの位置を記載	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
第19	(1) アイストップ・コーナーツリーの位置と樹種	外構図に植栽位置と樹種・樹高を記載	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
	(2) シンボルツリーの位置と樹種	外構図に植栽位置と樹種・樹高を記載	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
	(3) 歩専道沿いの生垣	外構図に植栽位置と樹種・樹高を記載	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
	(4) 宅地Aのシンボルツリーの位置・樹種・本数	外構図に植栽位置と樹種・樹高を記載	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
	(5) 宅地Bのシンボルツリーの位置・樹種・本数	外構図に植栽位置と樹種・樹高を記載	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
	(6) 宅地A・Bの街区道路沿い生垣の位置樹種	外構図に植栽位置と樹種・樹高を記載	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
	(7) 宅地A緑地の植栽	外構図に植栽位置と樹種・樹高を記載	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
	(8) メイン道路沿いの生垣	外構図に植栽位置と樹種・樹高を記載	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
第20	1 各敷地の樹木	中木落葉と常緑の2本の樹種を記入 外構図に植栽を記載	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
	2 宅地Aの樹木	中木落葉と常緑の樹種を記入 外構図に植栽を記載	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
	3 宅地Bの樹木	中木落葉と常緑の樹種を記入 外構図に植栽を記載	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
	4 隣地1台目駐車場脇植栽	外構図に植栽位置と樹種を記載	☐		☐	☐	☐	適合・不適合
第22	1 屋外広告物設置	自己用か、高さ、面積を記入 広告物の形態意匠図に記載	☐	m ㎡	☐	☐	☐	適合・不適合
第23	1 宅地の照明	門灯、ガーデンライトの数量を記入 外構図に照明の位置を記載	☐	門灯 ガーデンライト	☐	☐	☐	適合・不適合
	2 宅地A・Bの照明	ガーデンライトの数量を記入 外構図に照明の位置を記載	☐	ガーデンライト	☐	☐	☐	適合・不適合
	3 歩専道沿いの照明	ガーデンライトの数量を記入 外構図に照明の位置を記載	☐	ガーデンライト	☐	☐	☐	適合・不適合
	4 各敷地の照明 EEスイッチ	外構図に照明のスイッチ記載	☐	EEスイッチ	☐	☐	☐	適合・不適合
第24	1 自動販売機の設置		☐		☐	☐	☐	適合・不適合

- ・該当する項目にチェックを入れてください。
- ・記入要領による内容を記入欄に記入してください。
- ・協定の基準に内容が適合している場合は、申請者チェック欄にチェックを入れてください。

景観協定承認書

年 月 日
様
八王子みなみ野シティ結びのまち景観協定に、適合しているので承認いたします。 八王子みなみ野シティ結びのまち景観協定運営委員会委員長 代理 コミュニティデザイン 印

八王子みなみ野シティ結びのまち
景観協定等の建築に関する手続きの流れ



景観協定運営委員会設立までは、住宅生産振興財団から委託されたコミュニティデザインが運営委員長代理として押印し、建築等計画協議書の原本を保管する。運営委員会設立後は、住民組織に移管する。

景観協定協議申請書送り先

申請内容確認委託先 コミュニティデザイン 担当者 浅川潔

電話番号047-712-6861 FAX番号 047-712-6862

E-mail asakawa@comdesign.jp 携帯 090-1764-9868

景観協定協議申請書、図面等はPDFにして、Eメールで送ってください。

申請区分	申請対象	提出図面等
新築・増築・改築・ 外観の変更	・新築、増築、改築(サンルームの設置含む)	・配置図・各階平面図・立面図 ・断面図・外構植栽計画図
	・建物の屋根や外壁の新設又は塗装などの変更	・立面図 ・材料のカatalogとマンセル値
	・駐車場・駐輪場上屋の新設	・外構計画図
	・土地の地盤の高さの変更	・配置図・外構植栽計画図
	・駐車場の設置又は変更	・外構植栽計画図
工作物の新設・変更	・垣・柵の設置 ・土留めの設置 ・外構の新設又は変更	・配置図 ・外構植栽計画図
まちなみ樹木の新設・移植	・植栽の新設又は変更	・外構植栽計画図
屋外広告物新設 形態意匠の変更	・屋外広告物の新設又は変更	・設置位置図・立面図
照明の新設 形態意匠の変更	・外部照明の新設又は変更	・外構計画図

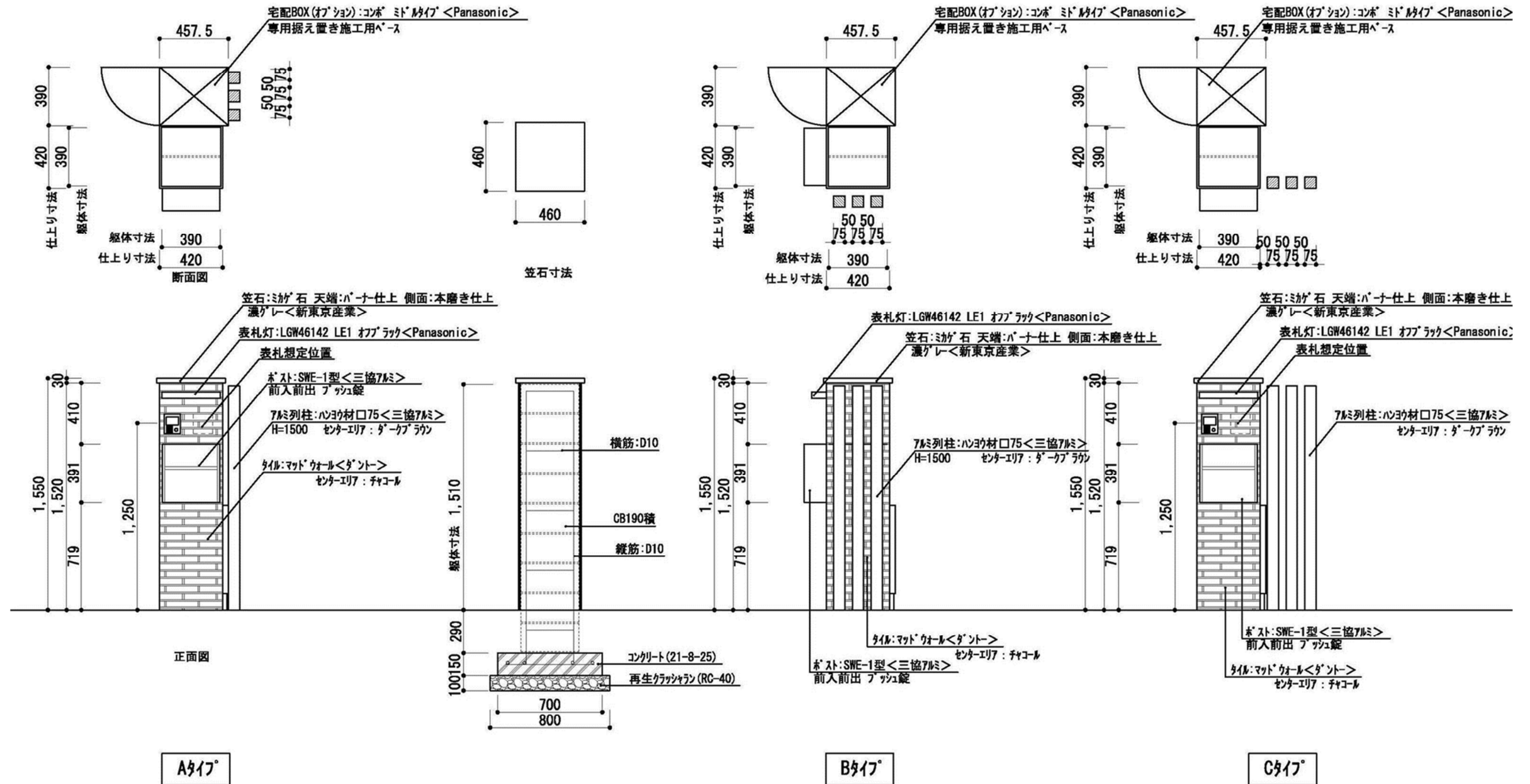
別紙1「ゾーン区分・外構・植栽・外構仕様」
○ゾーン区分図



ゾーン区分	フロント床仕上【第10条6】	シンボルツリー
センターゾーン	 ジャワ鉄平 方形乱張 フォレストブラウン 新東京産業(株) 同等品	 イロハモミジ 落葉樹 樹高 3.5m 
コミュニティエリア	 石英石 コパストーン 乱形乱張イエロー 新東京産業(株) 同等品	 ハナミズキ(白花) 落葉樹 樹高 3.5m 
メインアヴェニュー	 石英石 クレマ 方形乱張 新東京産業(株) 同等品	 カツラ 落葉樹 樹高 3.5m 
グリーンアヴェニュー	 石英石 コパストーン 乱形乱張 グリーン 新東京産業(株) 同等品	 エゴノキ 落葉樹 樹高 3.5m 

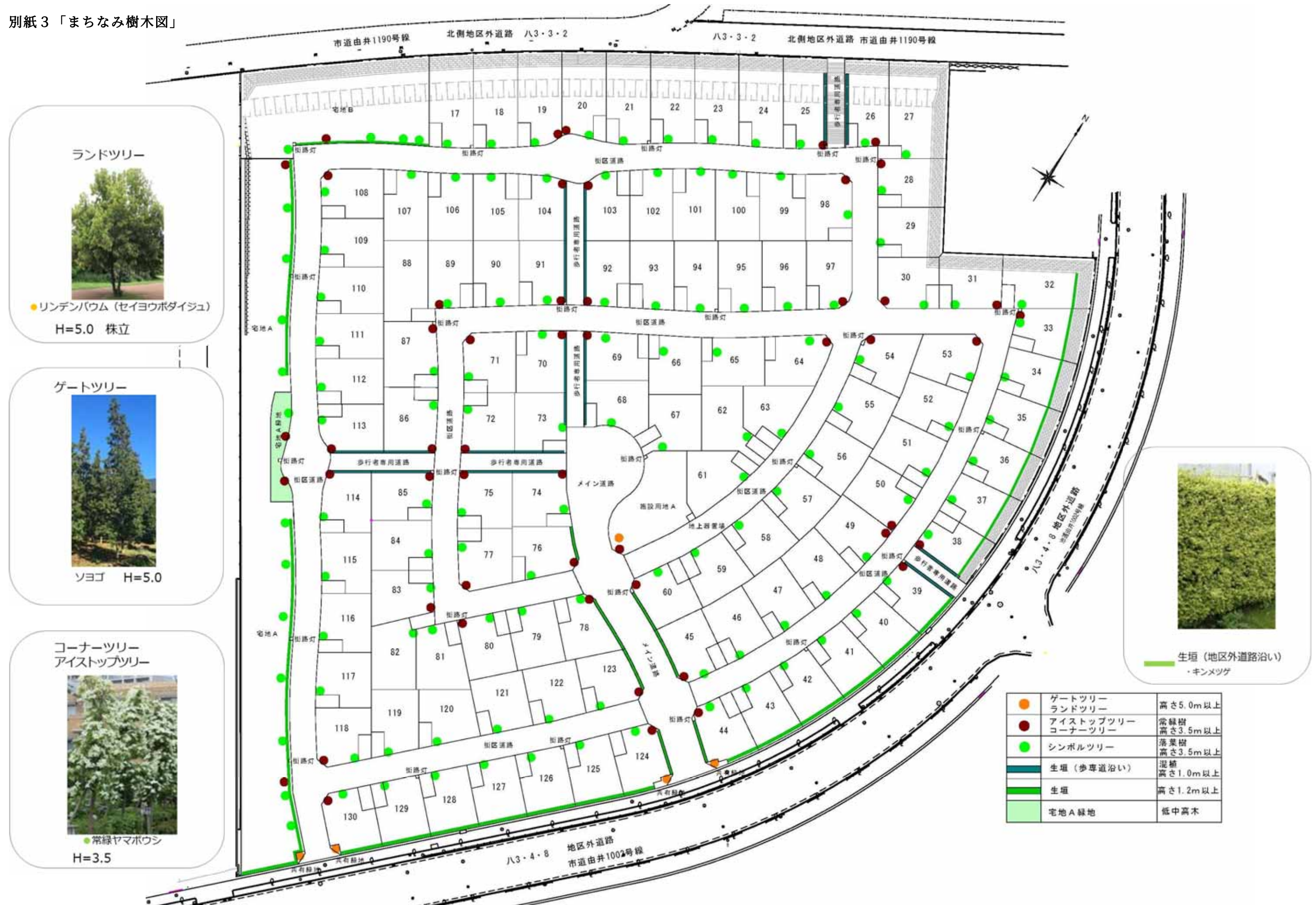
アップライト 推奨品	ガーデンライト 推奨品	メッシュフェンス 同等品	手摺 推奨品	表 札 推奨品	宅配ボックス 推奨品
パナソニック(オフブラック) LGW40292LE1	パナソニック(オフブラック) XLGE5030BZ H=300	三協アルミ コメッシュ HR (アーバングレー)	LIXIL アーキレール 笠木、丸柱：ブラック	福彫 チタン表札 TI-3, TI-8 クリアガ ラス表札 GPL-361, GPL-359	パナソニックコンボミドルタイプ (全色) 専用据え置き施工用ベース
					

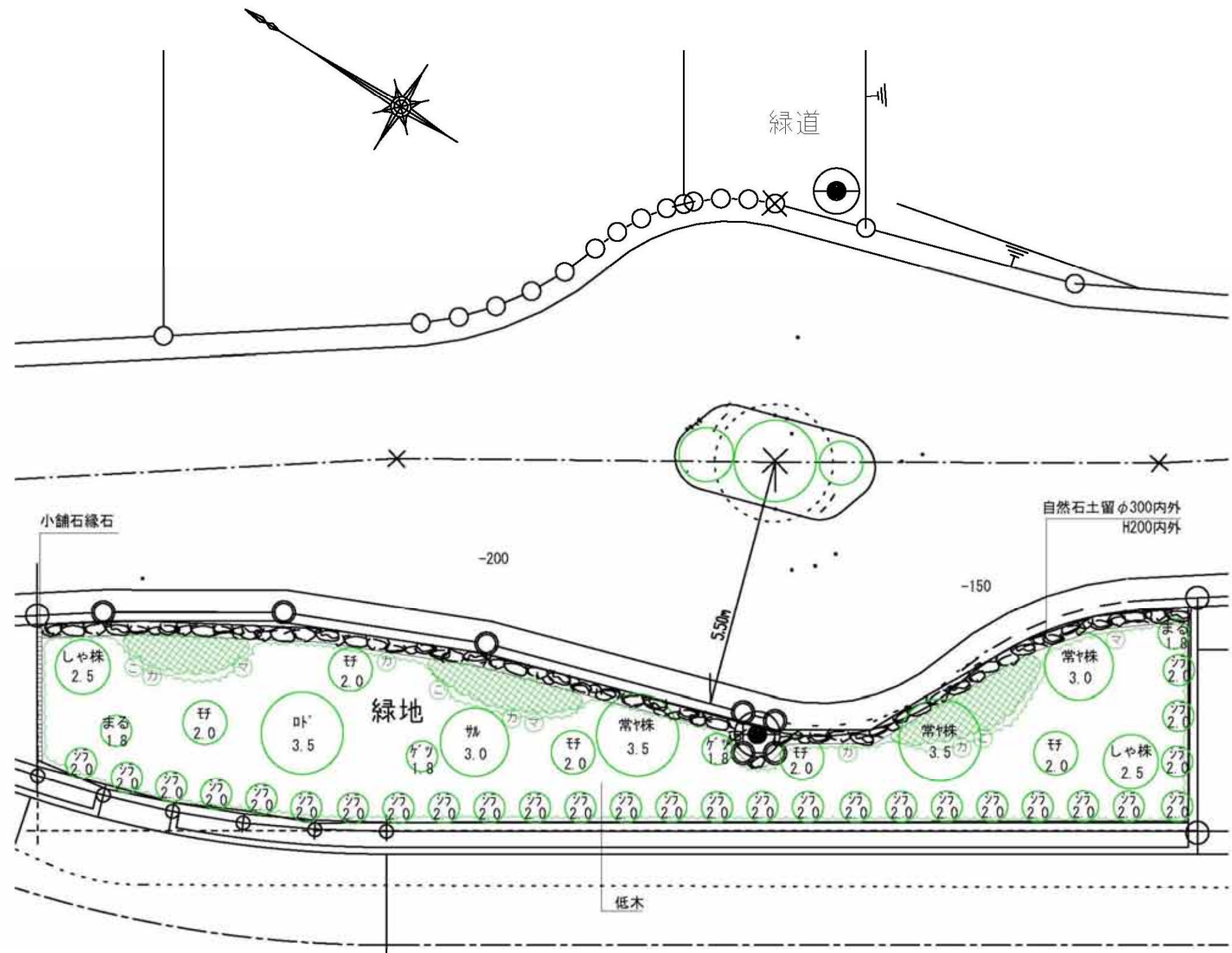
別紙2「門柱スタイル図」



門柱タイル張 選択	門 灯 同等品	壁付ポスト 推奨品	アルミ列柱 選択	笠 石 同等品
ダントー マッドウォール 色: ベージュ・グレー・ベージュ・チャコール・ダークブラウン 	パナソニック 壁直付型 LED (電球色) LGW46142 LE1 (オフブラック) 	三協アルミ SWE-1 型 (壁付けタイプ) 	三協アルミ ハンヨウ材 75 トラッドパイン オレンジチェリー 	新東京産業 御影石 濃グレー 天端: バーナー仕上 側面: 本磨き仕上

別紙3「まちなみ樹木図」





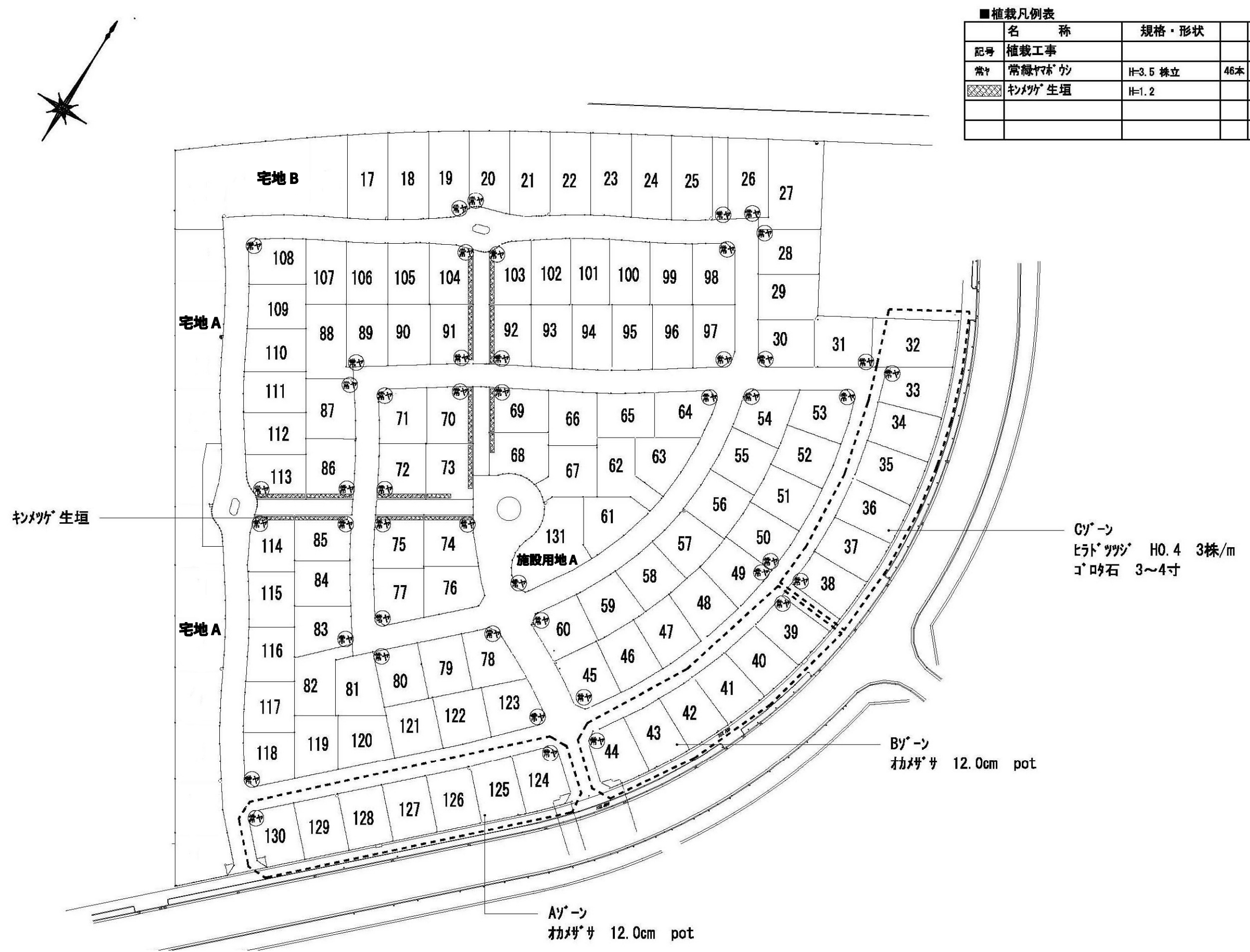
■外構凡例表

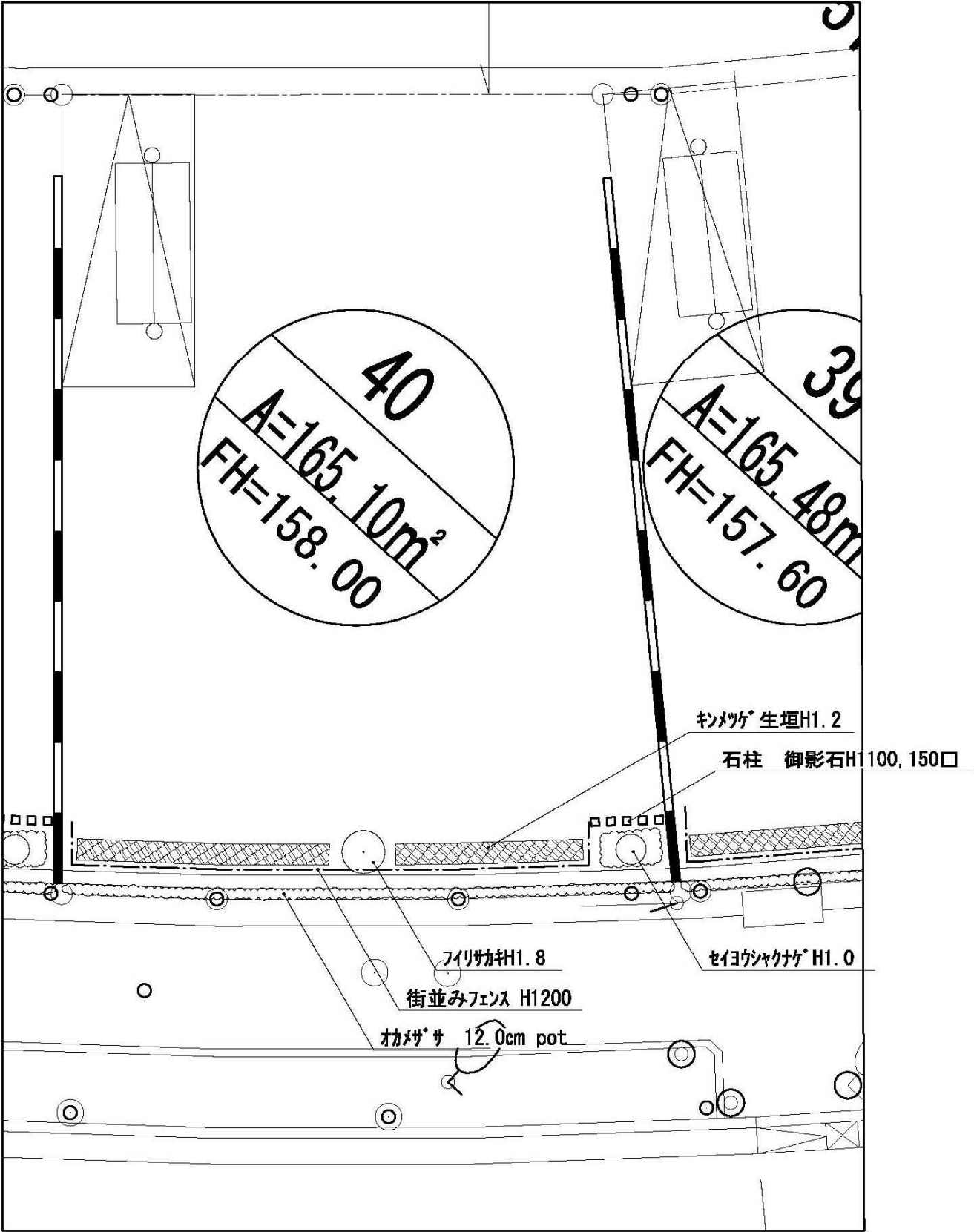
	名 称	仕様・規格	備 考
記号	外構工事		
	小舗石縁石		
	自然石土留	φ300内外 H200内外	

■植栽凡例表

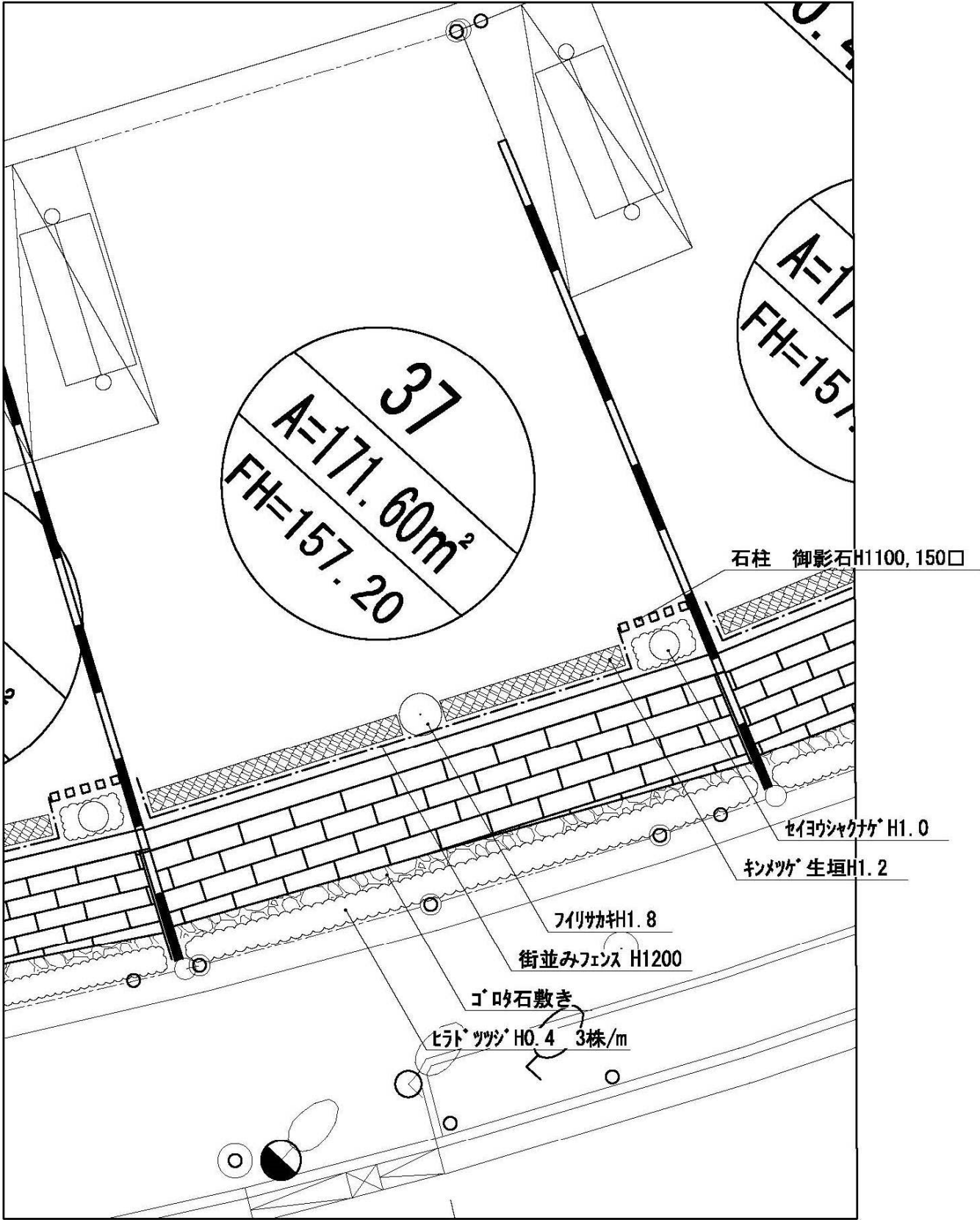
	名 称	規格・形状	単位	備 考
記号	植栽工事			
ロド	ロドレイア	H=3.5	本	
常ヤ	常緑ヤマボウシ	H=3.5/2.0 株立	本	
シラ	シラカシ	H=3.0/2.0 株立	本	
モチ	モチノキ	H=2.0	本	
ゲツ	ゲッケイジュ	H=1.8	本	
さる	サルスベリ	H=3.0	本	
シャ株	シャラ	H=2.5 株立	本	
やば	ヤマボウシ	H=2.0 株立	本	
まる	マルバノキ	H=1.8	本	
カ	カキ	H=0.8	本	
コ	コナラ	H=0.6	本	
マ	マサキ	H=0.5	本	
	キンギョ生垣	H=1.2	3本/m	
	低灌木 H=0.2~0.5	ヒメツグサ H=0.4 ササキ H=0.3 西洋イタチシロ H=0.2		
	地被類	ライオンライオン マサキ マサキ マサキ マサキ マサキ		

※ 低木混植・地被類は現況優先とさせていただきます。
※ 地被類（草花、1年草）は枯木補償の対象外とさせていただきます。

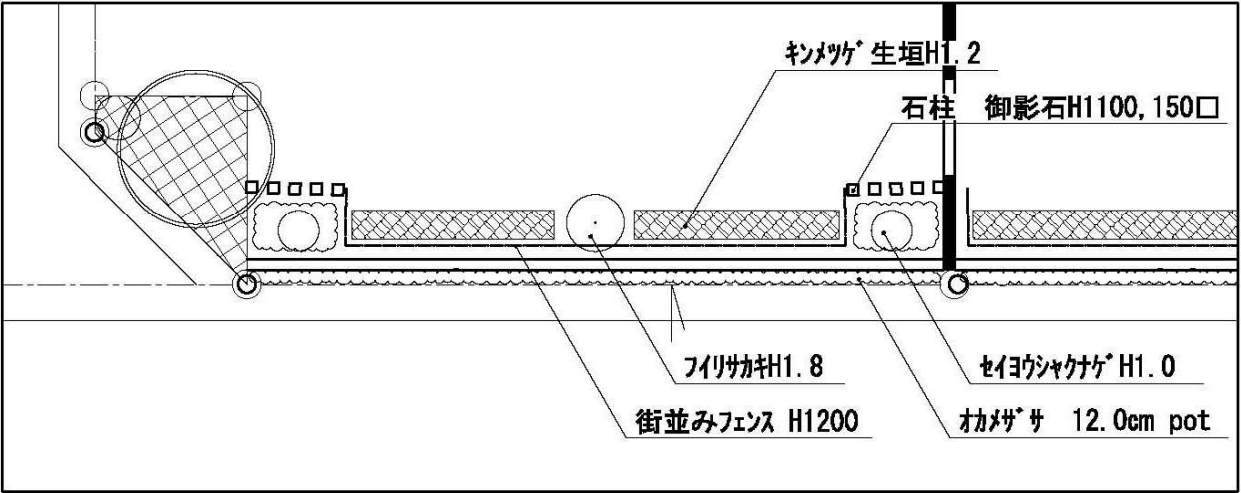




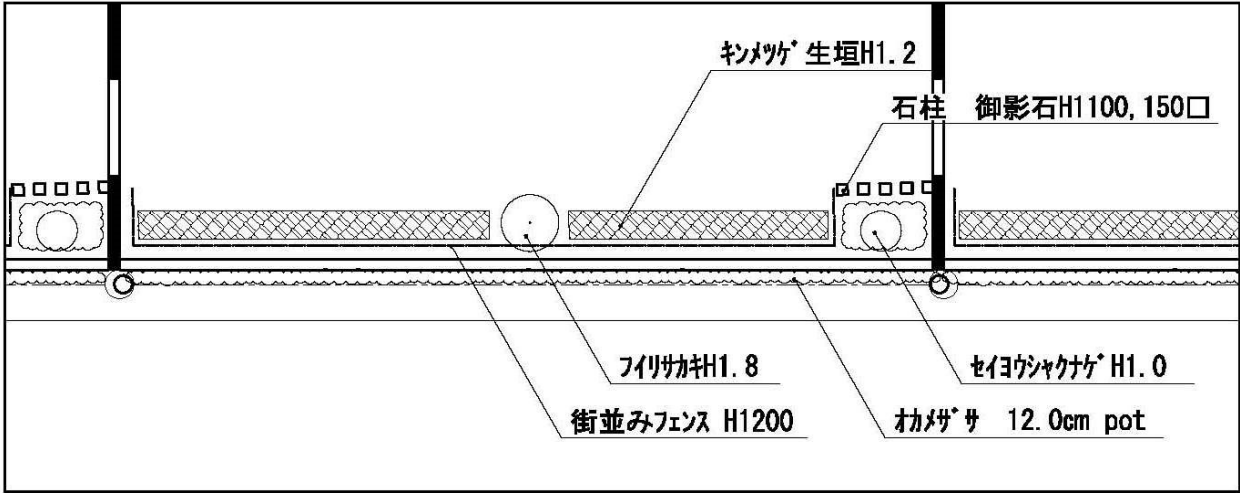
A, Bゾーン 計画図



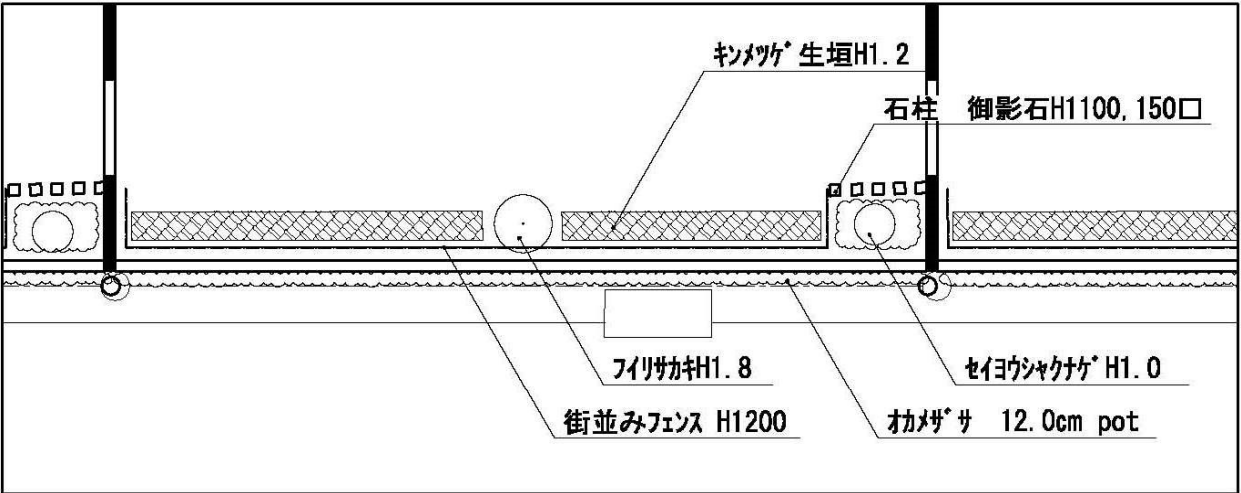
Cゾーン 計画図



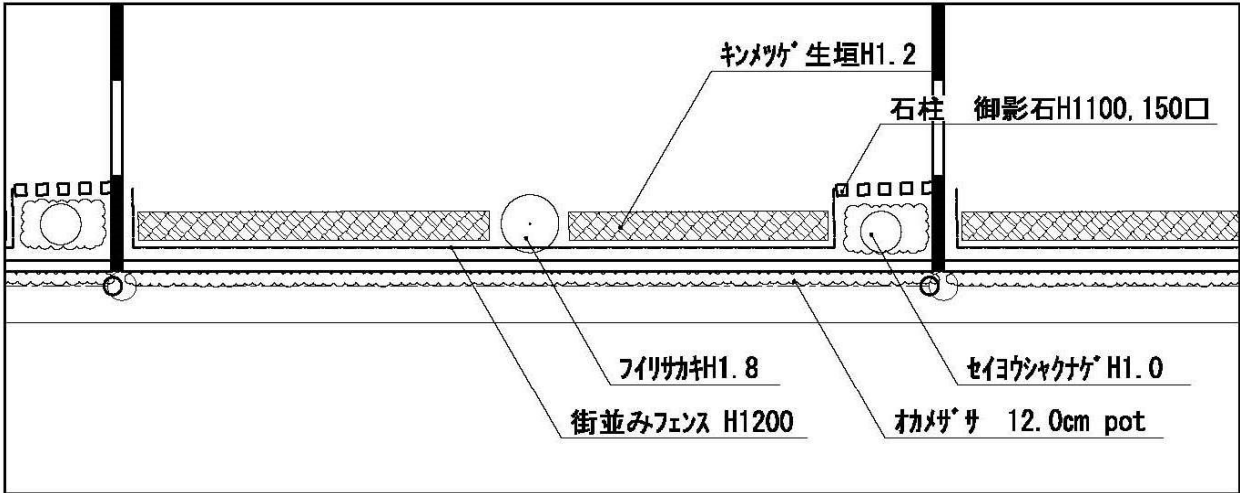
130



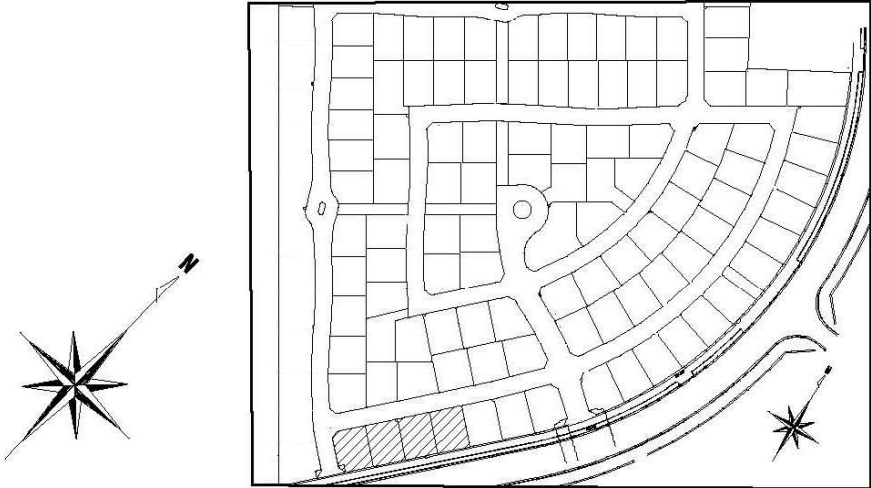
129

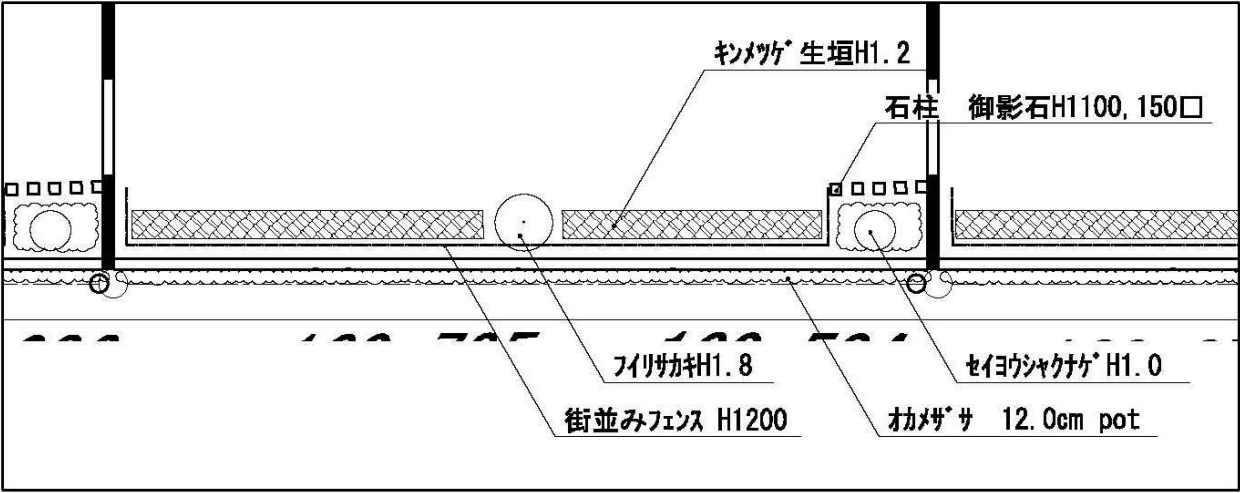


128

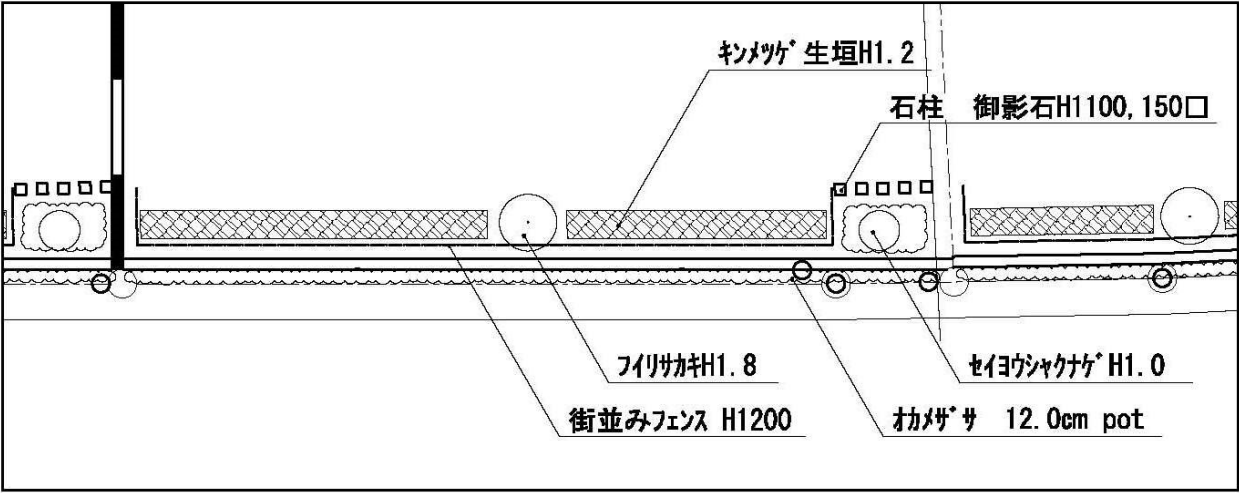


127

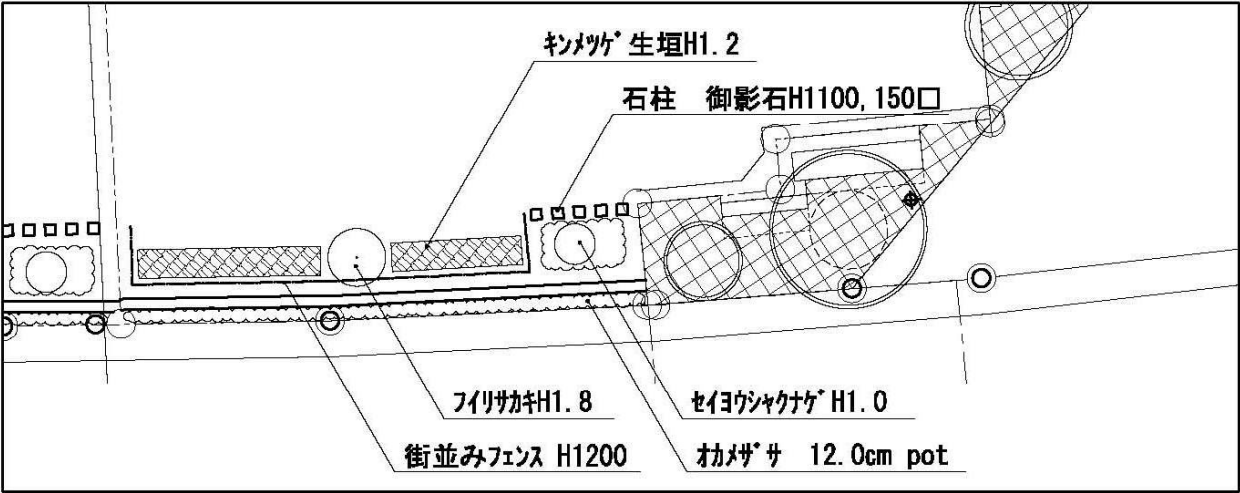




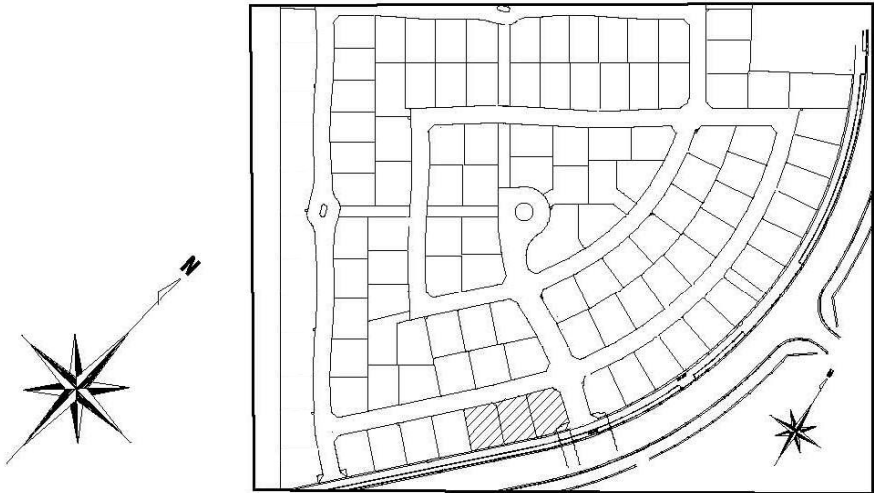
126

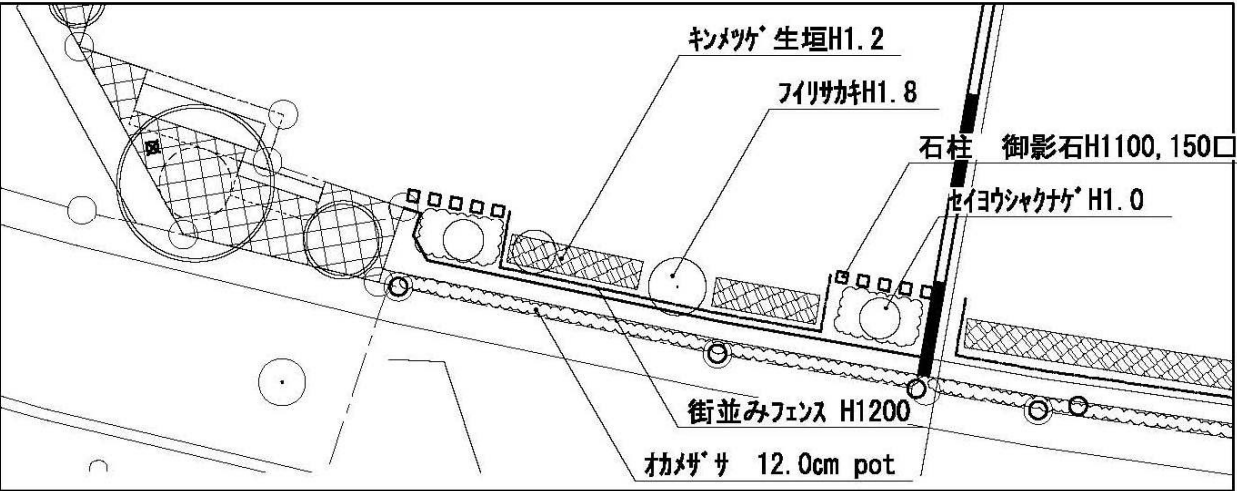


125

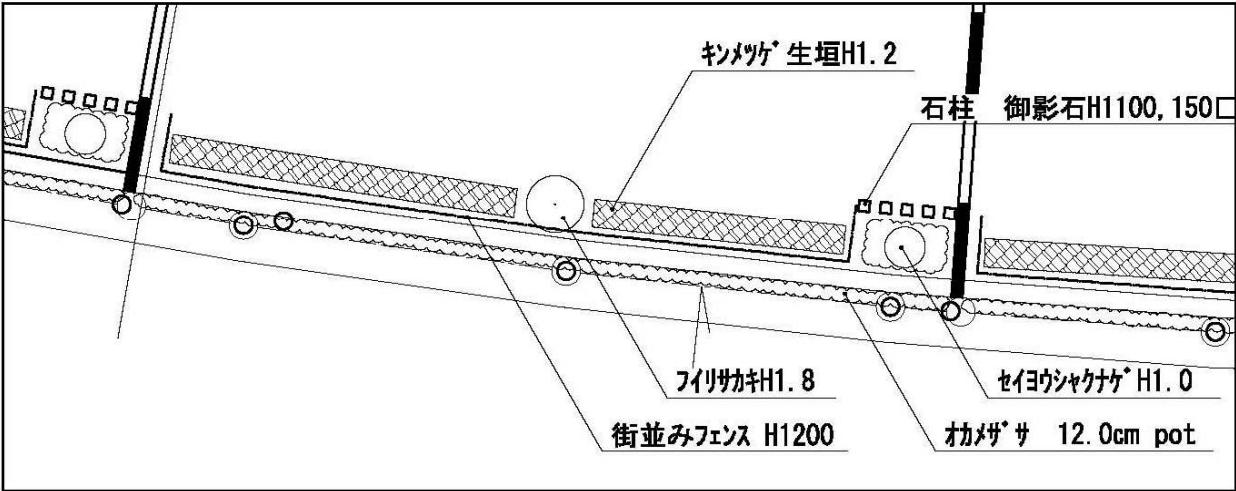


124

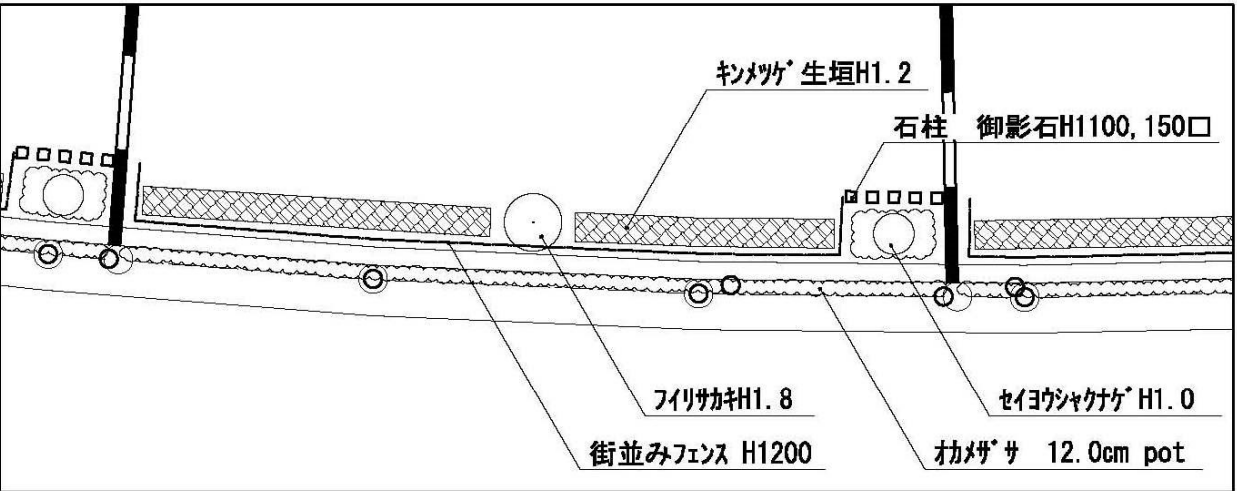




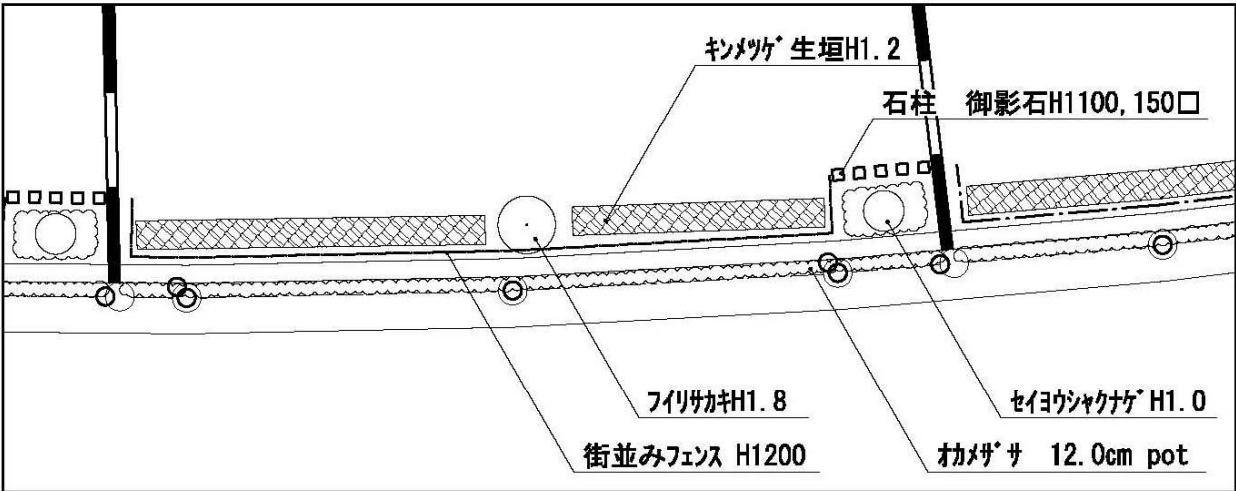
44



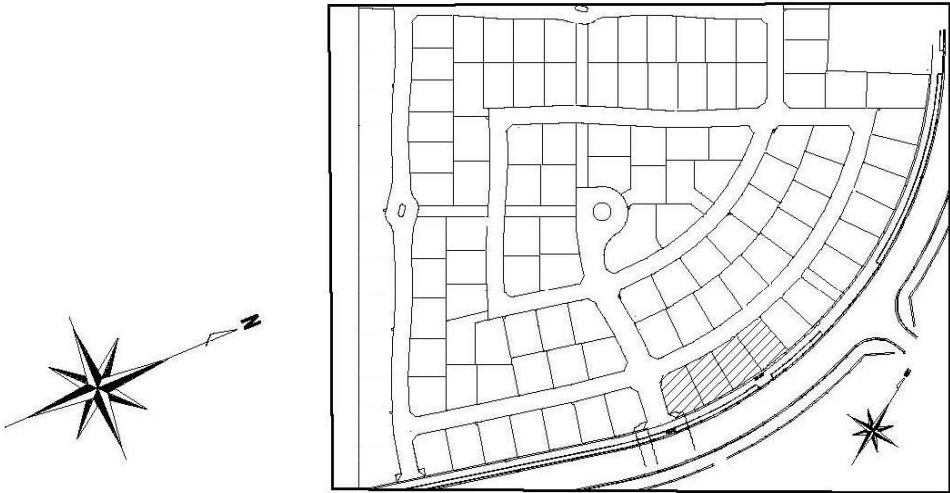
43

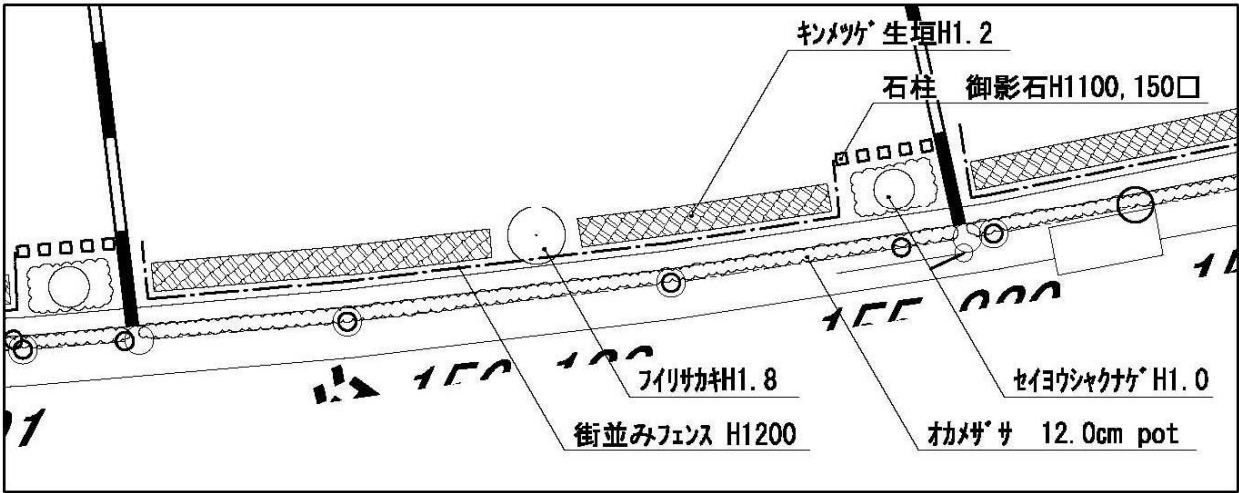


42

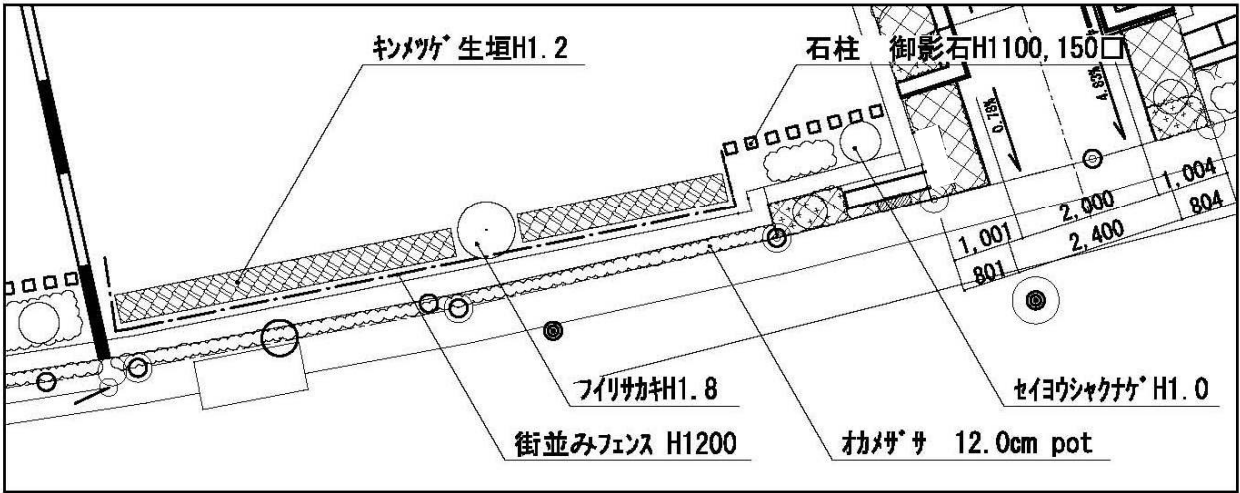


41

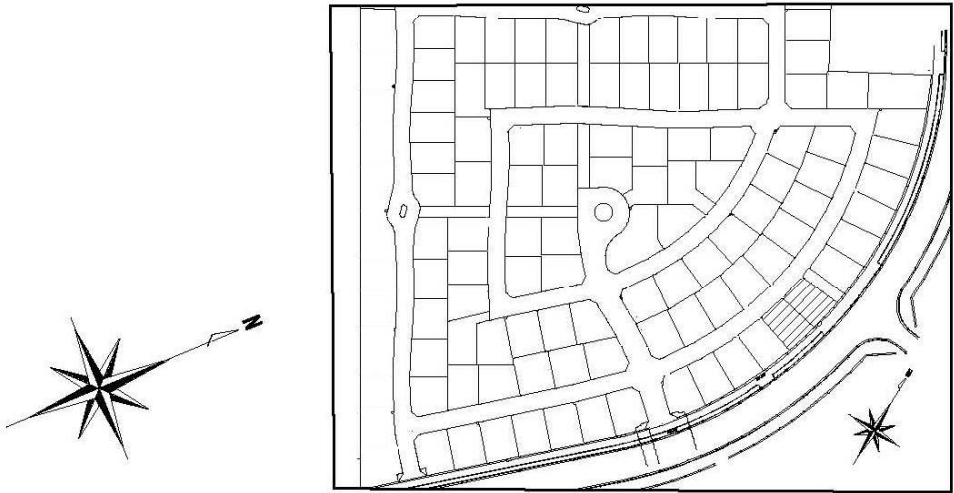


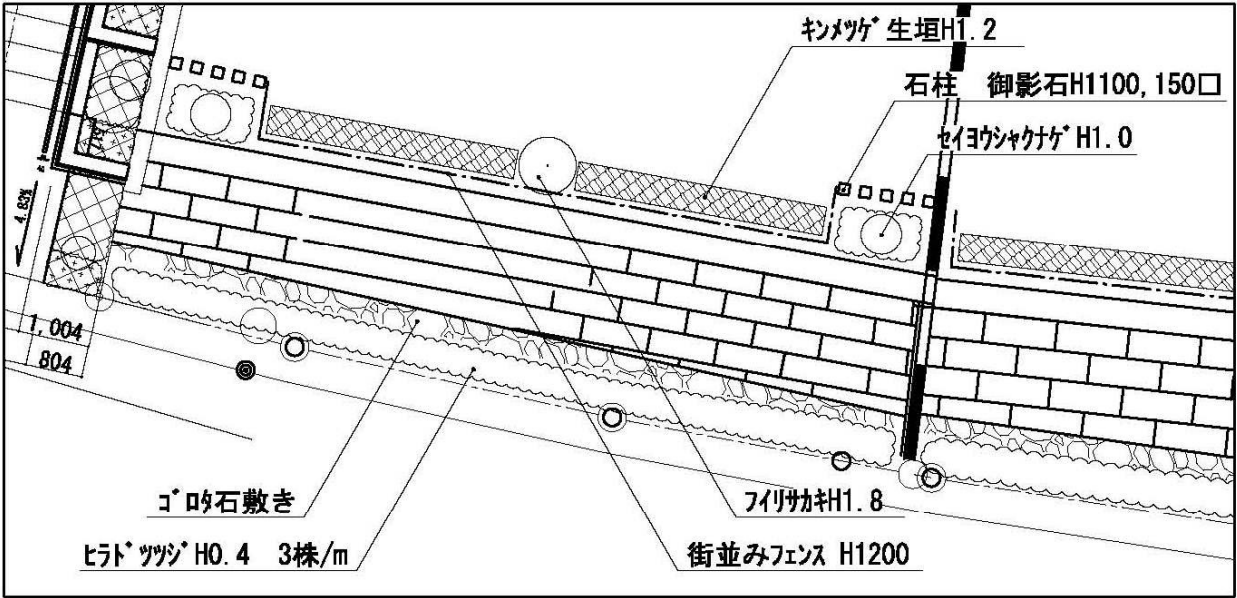


40

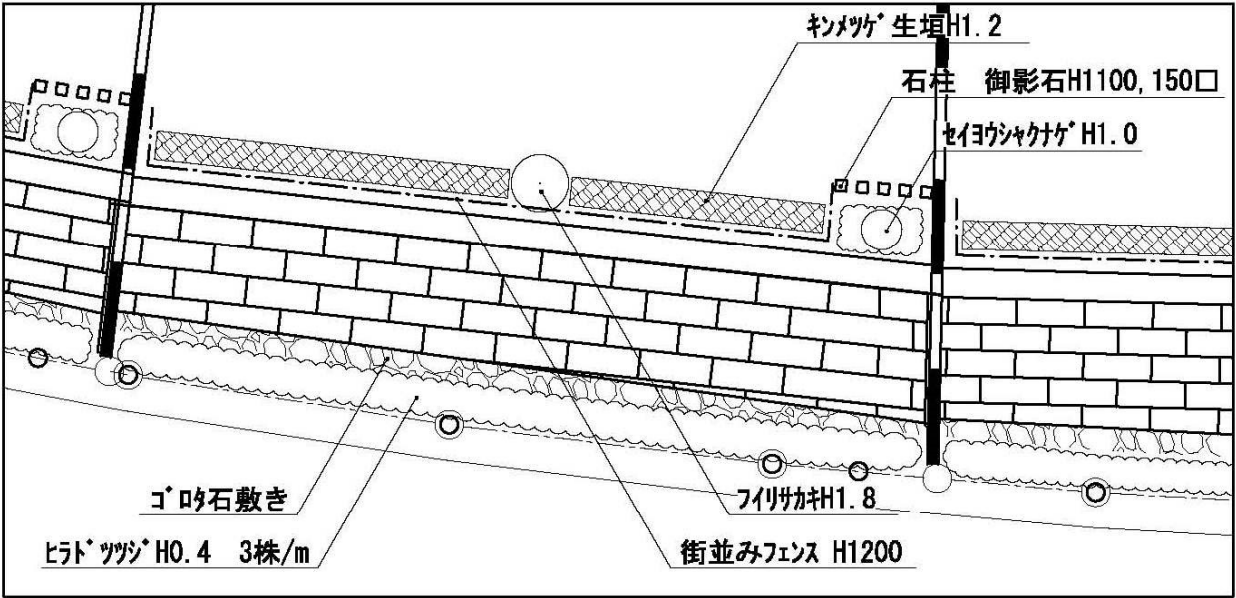


39

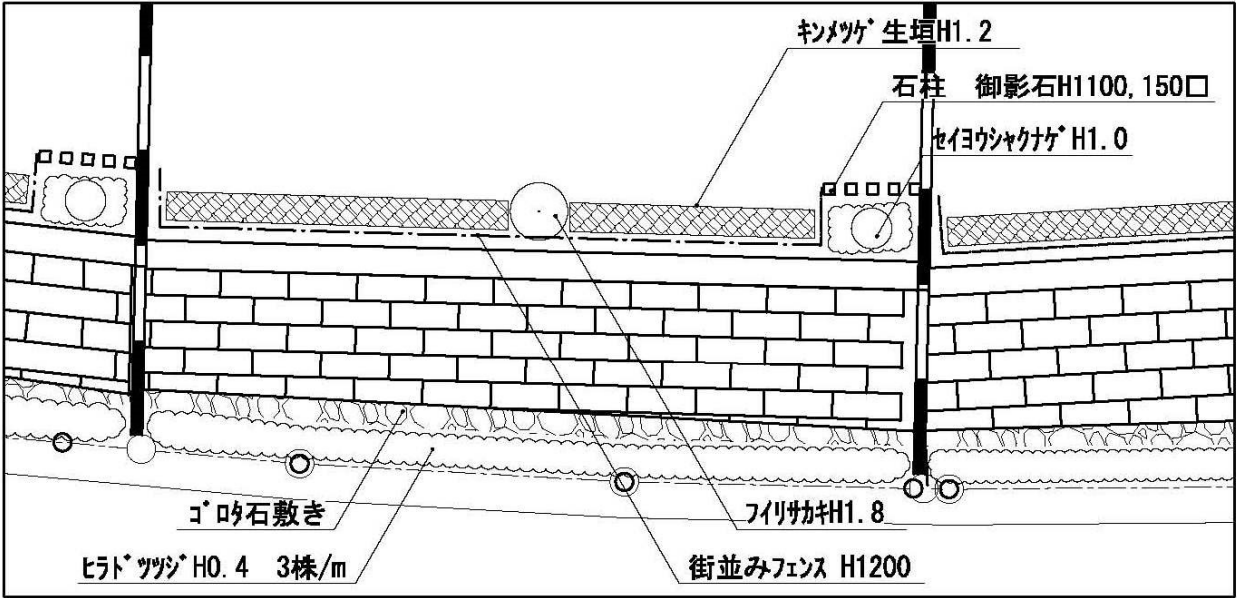




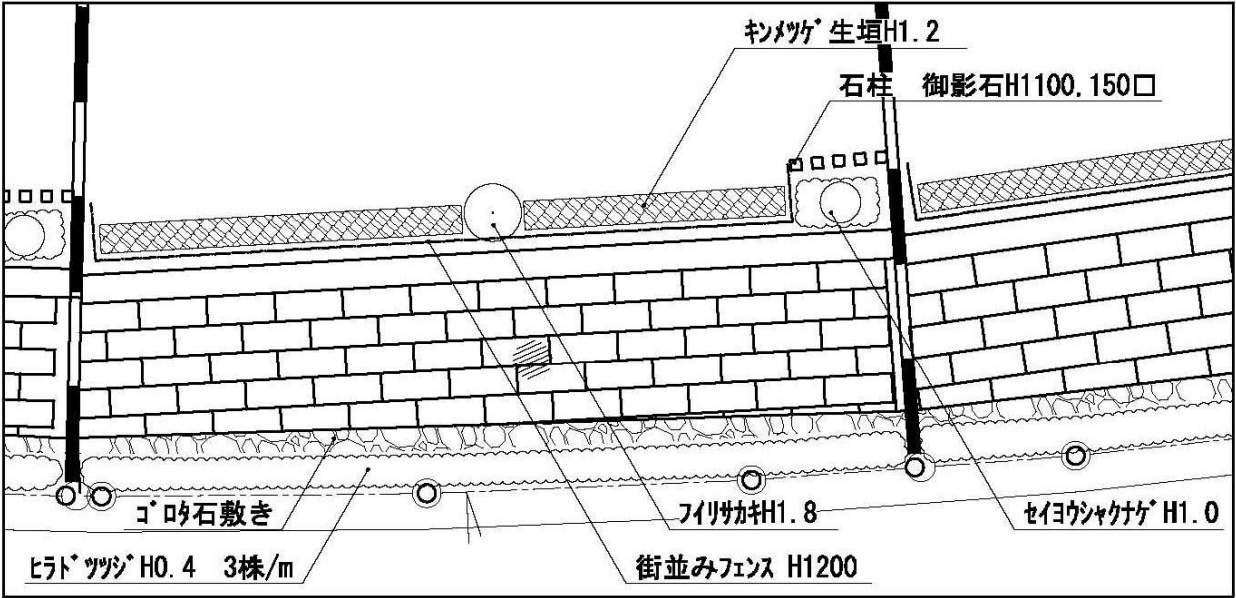
38



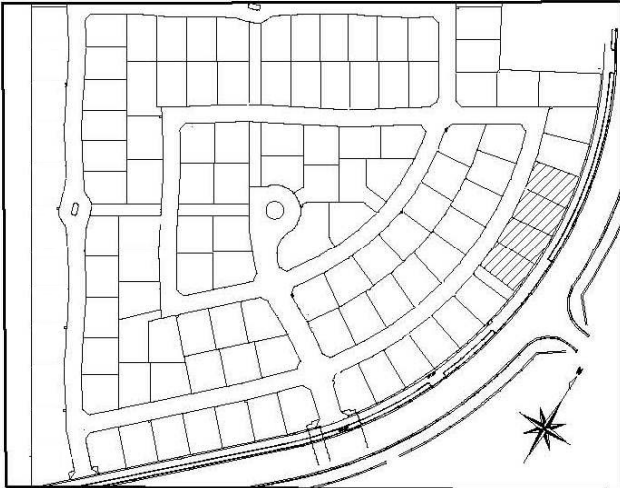
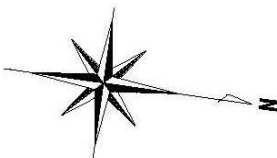
37

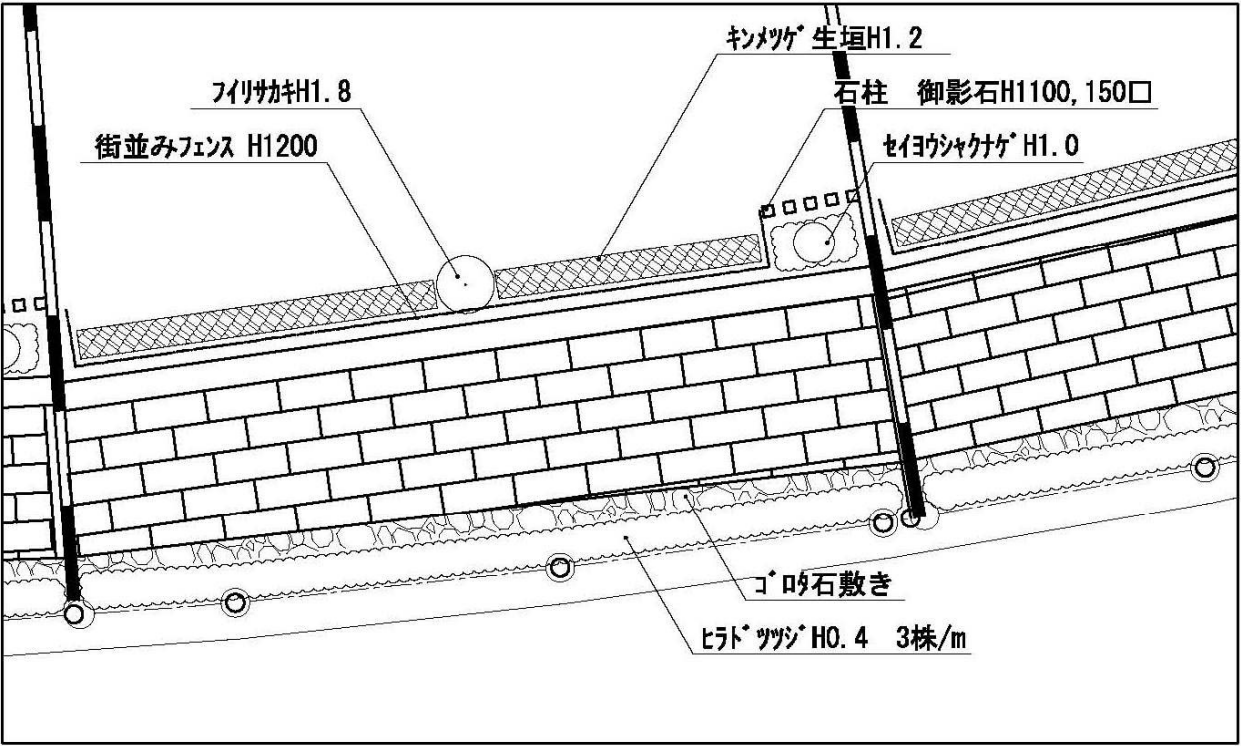


36

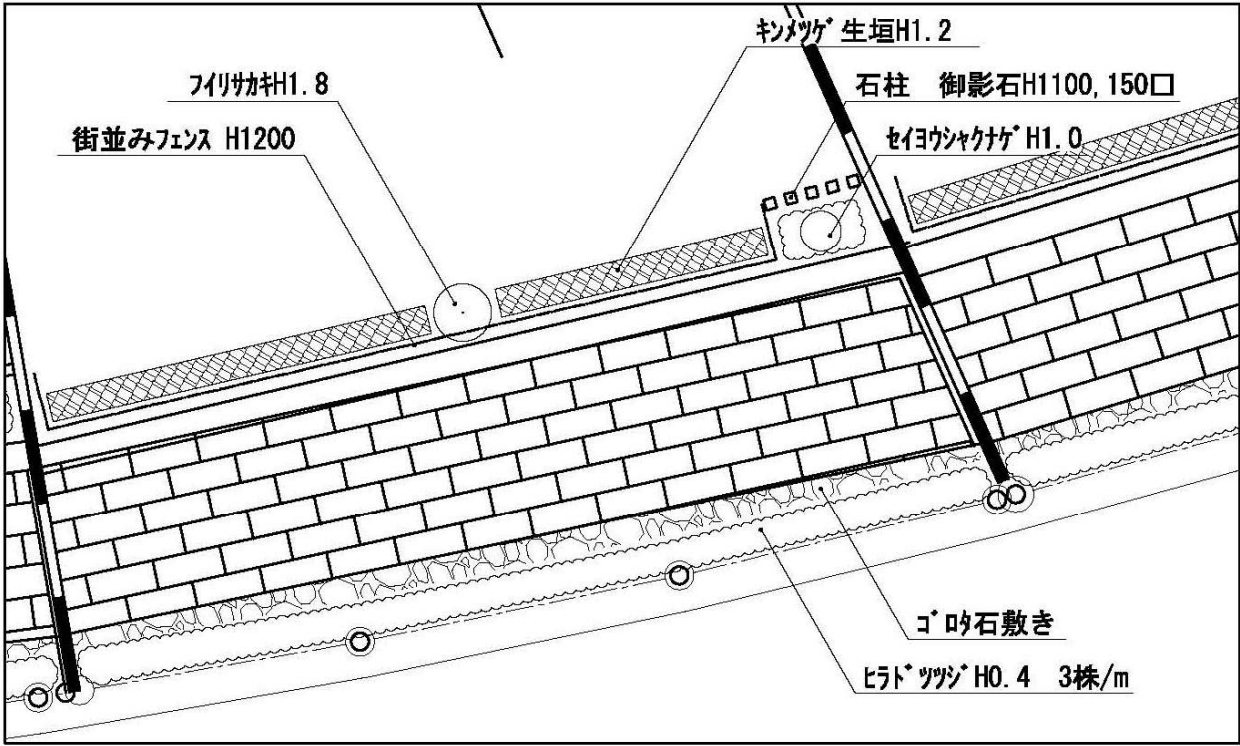


35

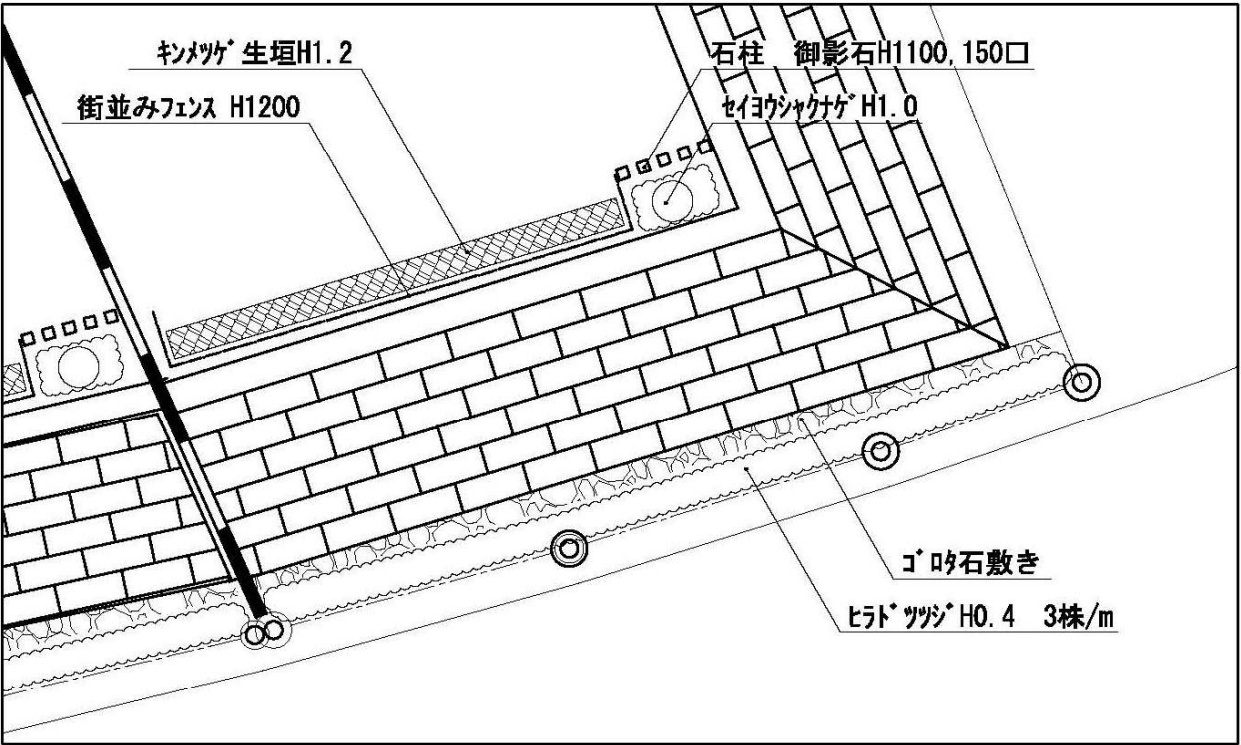




34



33



32

